令和8年度（2026年度）２次募集

熊本市中央区
地域コミュニティづくり支援補助金

－主体的な自主自立のまちづくり活動を支援します！－

申請期限
12/21(月)

目次

1 申請の流れ・スケジュール
2 補助対象事業の概要
3 補助対象となる経費
4 よくある質問
5 注意事項
6 事業例

1 申請の流れ・スケジュール

●申請する補助金の種類の選択
地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業のどちらを申請するか選択してください。

●申請書類の作成
申請に係る書類を中央区のホームページからダウンロードして必要事項をご記入ください。
事業の実施に必要な経費について、業者から見積書を徴取してください。
※書類の送付をご希望の場合は、ご連絡ください。

●申請書類提出期限
令和8年（2026年）12月21日（月）消印有効
中央区総務企画課地域班担当宛て、又は中央区まちづくりセンターの職員にお渡しください。

●事業のスケジュール
※令和６年度から、審査会前に開始・完了した事業も申請可能です。

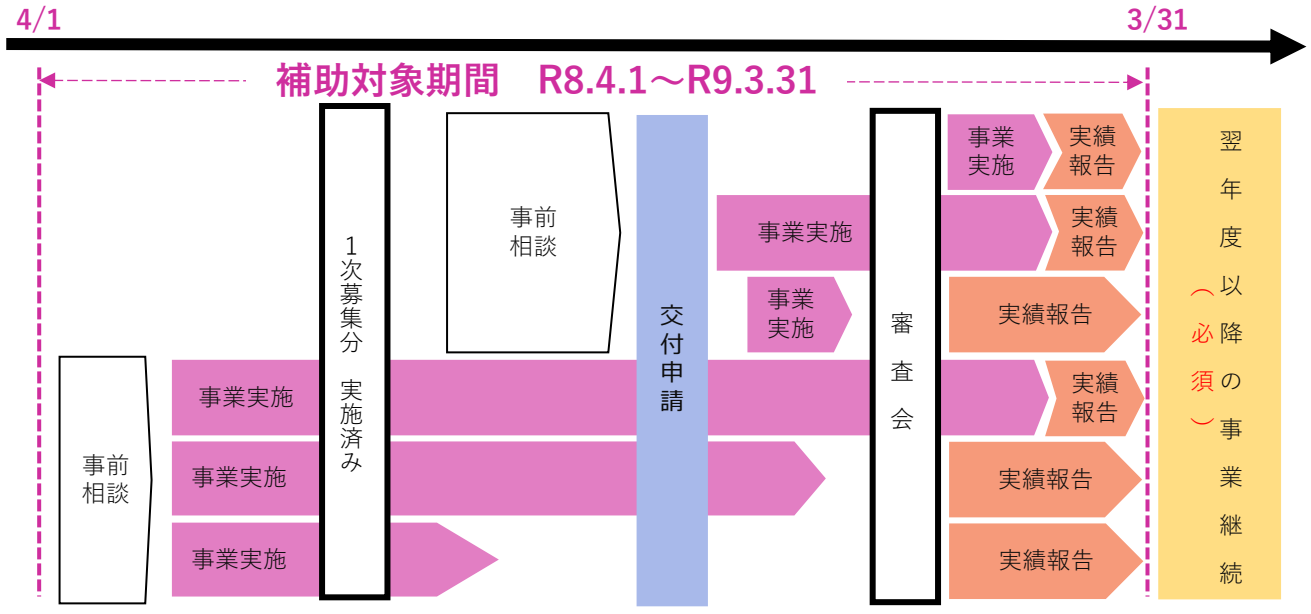

補助対象事業の概要

中央区における自主自立のまちづくり活動を二つの種類の事業に分けて募集します。

地域魅力アップモデル事業

地域の理解の下に行う**先進的・模範的な特性を有する新規事業**を支援します。

❶ 補助対象団体

- 校区自治協議会
- 校区自治協議会の構成団体
- 町内自治会
- 上述以外の地域コミュニティ活動を行う団体
  (活動区域が主に中央区にあり、会則等がある構成員が５人以上の団体)
  ※ＮＰＯ法人、企業等も対象

❷ 補助対象事業

- 地域活動の負担軽減が図られる事業
- 生きがいを生み出すことを目的とした地域活動につながる事業
- お互い様で支えあう地域づくりを進める事業
- 公益的な事業で市長が認める事業

❸ 補助上限額・補助率

各年度補助上限額　**１００万円**（千円未満の端数切捨て）

補助終了後は自立して事業を継続することが前提です。



※補助金の交付決定を受けた事業でも、２年目以降の補助金の交付を確約するものではありません。

❹ 申請時の提出書類

事業完了前の申請と事業完了後の申請で提出書類が異なります。※括弧内は事業完了後の場合

- 交付申請書　・事業計画書　・収支予算書（収支決算書）
- 誓約書　・見積書（領収書等経費の支出を証する書類の写し）　・規約

※申請者が校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治会以外の場合、次の3点

- 団体概要書　・役員名簿　・構成員名簿

❺ 補助対象期間　最長３か年度

最長３か年度の補助が可能ですが、毎年申請が必要です。
今年度の補助対象期間は、令和８年（２０２６年）４月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日までです。
※申請される場合、**事前に**ご相談ください。
※申請前の事業実施も可能ですが、**審査の結果により補助を受けられない場合があります。**
※この期間内で事業の実施及び報告を行ってください。

❻ 審査

次の６つの項目について、審査会で書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。
予算の範囲内で、補助事業者及び補助金の額を決定します。
また、年度末には事業報告会にて報告を行っていただきます。

計画性　効　果　先進性 模範性　将来性　公益性　地域の 理解度

地域課題対応事業

地域住民が、**主体的かつ継続的に行う活動**を支援します。

❶ 補助対象団体

- ●校区自治協議会
- ●校区自治協議会の構成団体
- ●町内自治会

❷ 補助対象事業

- ●住民の身近な課題を解決する事業
- ●地域における従来の取組みを発展させる事業

❸ 補助上限額・補助率

補助上限額　**３０万円**

補助率　　補助対象経費の **１／２**（千円未満の端数切捨て）

❹ 申請時の提出書類

事業完了前の申請と事業完了後の申請で提出書類が異なります。※括弧内は事業完了後の場合

・交付申請書　　・事業計画書　　・収支予算書（収支決算書）
・誓約書　　・見積書（領収書等経費の支出を証する書類の写し）　　・規約

※申請者が校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治会以外の場合、次の3点

・団体概要書　　・役員名簿　　・構成員名簿

❺ 補助対象期間　最長１か年度

令和８年（２０２６年）４月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで
※申請前の事業実施も可能ですが、**審査の結果により補助を受けられない場合があります。**
※この期間内で事業の実施及び報告を行ってください。

❻ 審査

次の３つの項目について、審査会で書類審査を行います。
予算の範囲内で、補助事業者及び補助金の額を決定します。

計画性　効　果　将来性

3 補助対象となる経費

地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業 共通

事業費のうち、以下に該当するものを補助対象経費として扱います。
支出内容が補助対象であるかご不明な場合は、ご相談ください。

- ●報償費
- ●研修費
- ●印刷製本費
- ●消耗品費
- ●通信交通費
- ●備品購入費
- ●借上料
- ●委託料

補助対象外となる経費（例）

- ●事業の実施に直接必要な経費以外の経費
- ●家賃・光熱水費等団体の維持、運営に係る経常的経費
- ●食事代、飲料水代、茶菓子代等の飲食に係る経費
- ●他団体への出資、貸付等に係る経費
- ●領収書の欠如等により支出の根拠が確認できない経費

4 よくある質問

Q 前年度この補助金の交付を受けました。今年度も申請することができますか？
A できません。
より多くの団体に本補助金をご活用いただくため、前年度本補助金の交付を受けた団体は、続けて申請することができません。（地域魅力アップモデル事業の継続申請団体を除く。）

Q 審査はどのような方法で行われますか？
A 地域魅力アップモデル事業は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。
地域課題対応事業は、原則書類審査のみ行いますが、申請内容について電話でお尋ねします。

Q 事業はいつから開始していいですか？
A 申請年度の4月1日以降に開始してください。
また、申請時点で事業を実施または完了した事業も申請可能です。
ただし、審査の結果により不交付または申請された金額以下の補助金交付となる可能性がありますので、ご了承ください。
審査会後、交付・不交付、補助金の額等を記載した通知をお送りします。

Q 補助金はいつ、どのような方法で交付されますか？
A 原則、実績報告後に指定された口座に補助金を振り込みます。
ただし、事業資金が不足するなど補助事業の遂行上必要がある場合には、補助事業の完了前に交付することが可能な場合もあるためご相談ください。

Q 老朽化した集会所のエアコンの取り替えをしたいと考えていますが、補助対象になりますか？
A なりません。
本補助金は、地域の主体的な活動の経費を補助するものです。
すべてを業者に委託して行う事業や倉庫・備品を購入するだけの事業ではなく、必ず地域による主体的な活動を伴う事業にしてください。

5 注意事項

- 申請に係る経費は、申請団体の負担とします。
- 提出された書類一式は、返却いたしません。
- 採択された事業は、事例紹介として公表する場合があります。
- 事業内容に新たに倉庫等土地の定着物の設置を含む場合は、土地の所有者等の承諾を得ている必要があります。
- 本市からほかに補助金、交付金、物品の提供等を受けている事業は、対象外です。

申請書類のダウンロード先（中央区役所ホームページ）
各種検索エンジンにて、以下のキーワードで検索しください。

熊本市中央区　コミュニティ　補助金

※申請に関するQ&Aも掲載しています。

お問合せ・申請書類提出先

熊本市中央区役所　〒８６０-８６１８　熊本市中央区手取本町１番１号
- 総務企画課地域班
  TEL ０９６-３２８-２６１０　FAX ０９６-３５５-４１９０
- 中央区まちづくりセンター
  TEL ０９６-３２８-２２３２

採択事例紹介

（地域課題対応事業）

「地域見守り事業」

校区で活動する民生委員児童委員と活動内容を認知してもらうため、活動時に着用するベストを購入。

これまでの見守り活動に加え、新しく小学生向けのかるた大会や財源確保のためのバザーの開催し、その様子をホームページに掲載するなど、精力的に活動されています。



主催したバザーの様子

（地域課題対応事業）

「グラウンドゴルフで健康年齢アップと仲間づくりを楽しもう」

コロナで減っていた高齢者の屋外活動が増え、中学生の参加者も増えたグラウンドゴルフの設備を拡充するため、器具を購入。

新しく参加される方も増えて参加者の交流も深まり、校区内でも刺激となっているようです。



グラウンドゴルフを楽しむ中学生

（地域魅力アップモデル事業）

「よっていかんね公民館　再生ワークショップ事業」

老朽化した地域公民館再生のため、地域の皆さんでレイアウトや設備について話合いをし、３年をかけて実現されました。

クラウドファンディングによる資金集めや、小学校への出前授業、ワークショップやリノベーション参加者との打ち上げなどにより、地域との関係性強化や新たな人材の発掘ができたようです。

現在はこども向けに漫画の設置や駄菓子屋などワークショップで出た活動を行い、学校終わりのこどもたちが集まる、幅広い世代が利用するコミュニティ施設になりました。



玄関の扉はもちろん内装も自分たちで！



小学生作の絵タイル

6-1 事業例　【地域魅力アップモデル事業】

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="4">事業目的</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自治会IT化
（地域活動の負担軽減）
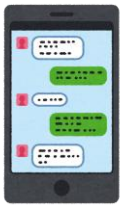</td><td colspan="4">・自治会業務にITを導入することで、役員の負担軽減や自治会加入者の利便性向上を図る
・自治会に対するイメージの向上させ、役員の成り手や自治会加入者の増加に繋げる
・自治会費のオンライン決済の導入</td></tr>
<tr><td>事業１年目
（調査）</td><td>２年目
（実施・検証）</td><td>３年目
（実施【発展】・検証）</td><td>４年目以降
（事業の継続、発展）</td></tr>
<tr><td>・自治会内で課題点の洗い出し
・自治会加入者へオンライン決済の意向調査
・協力者の募集
・先進地視察
</td><td>・資機材の購入
・役員勉強会の開催
・公式アカウントの作成
・役員間でLINEのグループ作成
・オンライン決済のため、業者打合せ
・自治会規約の見直し</td><td>・自治会加入者へLINEのオープンチャット案内
・デジタル回覧板、自治会費のオンライン決済の開始
・地域住民向けの勉強会開催</td><td>・オープンチャットで自治会活動に関する意向調査
・役員、運営協力者の募集
・自治会活動内容等の見直し
</td></tr>
<tr><td colspan="4">対象経費</td></tr>
<tr><td>・アンケート用紙代
・地域への広告費用
・視察に係る交通費　など</td><td>・資機材購入費
・勉強会の資料代、会場代
・業者打合せに係る交通費　など</td><td>・地域への広告費用
・勉強会の講師代、資料代、会場代</td><td></td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="4">事業目的</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域の学び舎
（多文化共生）
</td><td colspan="4">・地域の歴史を見直し、学生や外国籍住民と共有することで、地域への愛着を育み、自治会活動への積極的な参加を促す
・地域の歴史や伝統文化を知る高齢者層と、地域児童、外国籍住民との相互交流により多国籍の文化に対する理解を促し、トラブルを防止する</td></tr>
<tr><td>事業１年目
（調査・調整）</td><td>２年目
（実施・検証）</td><td>３年目
（実施【発展】・検証）</td><td>４年目以降
（事業の継続、発展）</td></tr>
<tr><td>・学校との調整
・学生と地域の歴史や文化財の調査、まとめ
・講師役の調整</td><td>・地域内の学生、外国籍住民等に対し、調べた内容の紹介
・外国籍住民向けに、イベント開催
・外国籍住民の協力者の募集</td><td>・地域の文化、外国文化を体験する交流会開催
・外国籍住民を含めた避難訓練
</td><td>・外国籍住民の、自治会役員参加
・交流会の継続</td></tr>
<tr><td colspan="4">対象経費</td></tr>
<tr><td>・調査、調整に係る消耗品代、交通費など</td><td>・調査内容の紹介時の会場代
・イベントの会場代、消耗品代　など</td><td>・交流会の会場代、機材の賃借料
・避難訓練の講師代、消耗費代　など</td><td></td></tr>
</table>

6-2 事業例　【地域課題対応事業】

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">事業目的</td></tr>
<tr><td rowspan="4">フードバンクから防災力アップ
（地域支援・防災意識の向上）

</td><td colspan="2">（短期）・食品ロスを減らし、地域のこども食堂や食品を必要とする家庭を支援する
・食品の在庫と期限の確認の習慣づけることで、災害時を見据えたローリングストックにつなげ、防災意識の向上を図る
（長期）・地域の防災力の向上、顔の見える関係性作り</td></tr>
<tr><td>事業１年目</td><td>２年目以降</td></tr>
<tr><td>・地域のイベントに合わせ、各家庭で消費の見込みのない食品を回収する
・回収した食品は、地域（近隣）のこども食堂に寄付するか、支援が必要な家庭へ配布する
・集まった食品を災害時にできる調理法で実際に調理し、提供する</td><td>・フードドライブを継続しつつ、災害時に備えて置くべき食品、物品の啓発を図る
・地場企業への協力依頼
・災害時の調理について、講師を招いた勉強会を開催（高齢者向け、子ども向け）
</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td></td></tr>
<tr><td>・広告費用（地域配布、新聞掲載）
・回収、保管に必要な備品購入
・配布時の交通費
・災害時調理の講師代
・調理に必要な消耗品代　など</td><td></td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">事業目的</td></tr>
<tr><td rowspan="4">通学路の危険個所点検
（安全な環境づくり、地域ニーズ調査）
</td><td colspan="2">（短期）・生活圏の安全確保
・若い世代の自治会に対するニーズ調査、地域の防犯・防災体制や自治会の役割に関する情報発信
（長期）・地域全体でこどもの成長を見守る環境づくり</td></tr>
<tr><td>事業１年目</td><td>２年目以降</td></tr>
<tr><td>・町内（校区内）の通学路を自治会、学生と保護者、学校関係者と一緒に歩き、危険個所を調べ、結果を図示する
（歩行者、自転車、車それぞれの目線で）
・点検結果を各所で共有し、対応を協議、実施する
・町内（校区内）のスーパーやコンビニエンスストアに点検結果の設置を依頼する
・参加者に自治会に対する要望をヒアリングする</td><td>・点検情報のアップデートと危険個所に対する対応状況について、情報発信
・こども避難の家の増加に向けて、協力者（店）を募る
・ヒアリングへの対応と、その状況について情報発信

</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td></td></tr>
<tr><td>・点検に必要な消耗品代、会場代
・情報の共有に必要な消耗品代、委託代
・危険個所の啓発看板の修繕費、設置費
・啓発グッズ、記念品代　など</td><td></td></tr>
</table>